

<p>1. 開会 中島補佐</p>	<p>みなさん、こんにちは。定刻より少し早いですが、本日出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和2年度第6回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠に有難うございます。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、御報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員3名で、委員総数15名中13名の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、松本会長、議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
<p>2. 会長挨拶 松本会長</p>	<p>改めまして、皆様こんにちは。</p> <p>本日も大変お忙しい中、第6回審議会に御出席いただきまして、誠に有難うございます。</p> <p>さて、本日は、本年度最後の審議会となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、この会議の議事録の署名につきましては、公益は「私」、労働者側委員は「古川委員」を、使用者側委員は「岩根委員」を、それぞれ御指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 令和2年度長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に係る専門部会報告及び答申について 松本会長</p>	<p>それでは、早速、議題に入ります。</p> <p>最初の議題は、「令和2年度長崎県電子部品等製造業最低賃金の改正に係る専門部会報告及び答申について」でございます。</p>

林部会長	<p>今年度、電子部品等製造業最低賃金につきましては、専門部会におきまして、全会一致となりましたので、審議会令第6条5項の適用により、本審議会を開催することなく答申がなされました。</p> <p>そこで、審議経過につきまして、部会長から御説明をお願いしたいと思います。</p> <p>林部会長から専門部会報告をお願いいたします。</p> <p>「電子部品等製造業」に係る専門部会の審議経過につきまして、御報告を申し上げます。</p> <p>第1回専門部会を9月29日に開催しました。労使双方の提示金額に開きがございまして、継続審議となりました。</p> <p>10月13日に第2回専門部会を開催しまして、労使双方それぞれ一定の歩み寄りをいただきましたが、全会一致には至らず、また継続審議となりました。</p> <p>10月22日に第3回専門部会を開催いたしまして、審議しました結果、労使双方、特定産業別最低賃金における労使のイニシアティブの主旨を踏まえていただきまして、全会一致によりまして「833円から4円引き上げまして、1時間837円」で結審し、同日付けで答申に至りました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より、補足説明等があればお願いいたします。</p>
上戸室長	<p>皆様のお手元にお配りしています資料の3ページを御覧ください。</p> <p>この資料は、1ページ目の報告書と2ページ目の答申文の別紙になります。</p> <p>3ページの一番下の項目6に、効力発生日は、「法定どおり」とありますが、御答申をいただきました10月22日に意見公示を行いましたところ、異議の申し出がなかったことから、発効日は12月20日となりました。以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、林部会長及び事務局より、専門部会における審議経過についての報告がありました。この報告に関しまして、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。</p> <p>特に、専門部会に御出席されていなかった委員の方、御質問等がございますでしょうか。</p>

各委員	<意見なし>
松本会長	よろしいでしょうか。
(2) 令和3年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について	
松本会長	<p>それでは、続きまして、次の議題、「令和3年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」でございます。</p> <p>まず、最初に、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
上戸室長	<p>それでは、令和3年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明につきまして、御説明いたします。</p> <p>改正の申出を行う業種につきましては、審議会における年間スケジュールの調整等の必要性から、概ね年度末を目途に、その意向の有無を確認しまして、その際、局長に申出の意向表明があったものにつきましては、審議会に対しまして御報告を行うこととなっております。</p> <p>皆様のお手元にお配りしています資料の5ページ、資料番号2の「令和3年度の長崎県特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明」を見ていただきますと、この資料は、3業種それぞれの意向表明につきまして、一覧表に取りまとめたものとなっております。</p> <p>令和3年度の意向表明につきましては、令和3年2月1日に、日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部、それから電機連合長崎地域協議会より、3業種についてなされております。</p> <p>また、資料の7ページ以降、資料番号3から5には、3業種それぞれの意向表明の文書を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。</p> <p>具体的な改正の申出時期につきましては、3業種とも、7月上旬となっておりますので、令和3年度におきましても、7月以降の本審におきまして、改正の必要性の有無など、具体的な審議を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>今回表明されております3業種の内、はん用機械器具製造業、及び船舶製造業につきましては、「労働協約ケース」ですので、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者に適用されていること、電子部品等製造業につきましては、「公正競争ケース」ですので、当該最低</p>

	<p>賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の者の合意による申出であることが、要件となります。</p> <p>なお、適用使用者数と適用労働者数につきましては、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる「経済センサス」の最新の結果に基づくこととされておりまして、令和元年度から使用していません平成28年経済センサスのデータを基に、その後、直近までの事業所の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、適用労働者数の増減を算定して、令和2年12月1日現在で算出しております。</p> <p>3業種の適用労働者数につきましては、5ページの資料番号2に示しておりますけれども、はん用機械は6,743人、電子部品は6,717人、船舶は7,704人となっております。</p> <p>この労働者数に対しまして、それぞれ3分の1以上を満たしているかどうかを判断することとなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から「長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明について」の説明がありましたが、この説明に関しまして、御質問、御意見等はありませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>特にございませんか。</p> <p>それでは、3業種の意向表明によりますと、申出書の提出時期は、7月上旬と予定されておりますので、必要性の有無等の具体的な審議につきましては、申出書の提出後に進めていくことを、本日、この場で確認しておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
(3) その他	
松本会長	<p>次の議題、「その他」に移ります。事務局からお願いいたします。</p>
上戸室長	<p>それでは、令和3年度の事業場視察につきまして、御説明いたします。</p> <p>事業場視察につきましては、第5回本審の場におきまして、労働者側委員からは、「現場の実態を確認する上で、非常に参考になる取り組みである。使用者側のみではなく、労働者側の意見聴取も行ってほしい。」等の意見がありました。</p> <p>また、使用者側委員からは、「視察結果を審議会に反映すべきであり、真摯に議論すべきである。法律上の強制もなく、現状を踏まえると積極的に継続とは考えていない。参加の有無は個々の判断となる。」等、様々</p>

松本会長	<p>な御意見をいただきました。</p> <p>事務局といたしましても、事業場視察先の選定に当たりまして、所在地や規模、参加人員の問題等の検討をさせていただきました。</p> <p>しかしながら、今年に入りまして、視察先の候補を絞るにあたり、新型コロナウイルス感染拡大による「特別警戒警報」や「緊急事態宣言」の発令、外出自粛や休業要請が出され、感染の拡大に歯止めがかからない中、事業場への依頼や接触もできない状況が続いておりました。</p> <p>また、実施時期の6月では、ワクチン接種もまだ十分に行き届いていない状況でもあり、視察先におきましては、受け入れの了承や、訪問ができるような状況ではないと考えられるところであります。</p> <p>コロナ禍のこのような状況を踏まえますと、公労使の皆様とも個別にお話をさせていただいたところですが、令和3年度における事業場視察につきましては、感染防止の観点から、「中止」とさせていただきたいと考えております。</p> <p>今後、長崎県内におきまして、ワクチン接種が行われ、コロナ禍が収まり、事業場への依頼や接触ができる状態となった場合に、改めて、委員の皆様にご意見を伺いしまして、事業場選定を行うこととしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から、「令和3年度の事業場視察については中止」との説明がありました。</p> <p>私の方から多少補足いたします。</p> <p>この事業場視察につきましては、私もかねてより考えるところがありまして、すでに、その点については申し上げたとおりでして、可能であれば、この3月に労使双方の基本的なお考えを改めてお聞きして、この審議会としての基本的な考え方、あるいは合意をとって6月の視察に臨みたいというふうに思っておりました。</p> <p>ところが、合意をとる以前の問題として、来年度はコロナ禍のために、実施することは困難であるというふうな結論になっているところです。</p> <p>従いまして、今後、この事業場視察についてどうするかは、もう、来年度の審議会に検討していただくということにせざるを得ないということになりました。</p> <p>こういう事態になりましたこと、残念ではありますが、やむを得ないというふうに私も判断しているところであります。</p> <p>事業場視察できないなら代替措置がとれないか、ということも検討はしてみたのですが、難しいということで、こういう結論になりました。</p> <p>この点につきまして、委員の皆様方から何か意見等はございますので</p>
------	---

各委員	しょうか。 <意見なし>
松本会長	特段ございませんか。 はい、それでは中止やむなしということになったということにいたします。 その他の点について、事務局から何かございますでしょうか。
上戸室長	それでは、資料等の御説明をさせていただきます。 資料を御覧ください。 お配りしております資料の13ページ、資料番号6には、令和2年11月に長崎労働局で作成しました、特定最低賃金の広報用のリーフレットを添付しております。 このリーフレットは10,000部作成しまして、長崎県や県内全市・町、及び産業別の関係団体等へ広報依頼を行うとともに、労働局、監督署、ハローワークでの説明会等にて配布しております。 続きまして、資料の15ページ、資料番号7には、現時点において、申請可能な「業務改善助成金のご案内」のリーフレットを添付しております。 このリーフレットによりますと、20円、30円の2つのコースの申請が、令和3年3月末まで行うことができるようになっておりまして、事業場内最低賃金900円を境に助成率が異なっております。 また、リーフレットの裏面、16ページになりますけれども、令和3年度の予算が成立した場合におきましては、20円、30円に加えまして、60円、90円の4コースが申請できる予定となっております。 なお、当局における今年度の業務改善助成金の申請件数につきましては、1月末現在、25円コースが1件、30円コースが4件、60円コースが3件、90円コースが4件の合計12件となっております。全国の申請件数累計につきましては、全体で726件となっております。 続きまして、資料の17ページ、資料番号8には、地域別最低賃金における、令和3年度の「答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」を添付しております。 この一覧表によりますと、法定発効日の場合、8月5日（木）までに答申内容を公示した場合に、10月1日（金）の発効となります。 事務局としましては、改正金額発効日を考慮しながら、審議会日程の調整をお願いしていきたいと思っておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

上戸室長	<p>また、資料の19ページ、20ページには、特定最低賃金における「最短効力発生予定一覧表」となります。</p> <p>続きまして、資料の21ページ、資料番号9には、「令和2年度審議会日程等（実績）」を添付しております。</p> <p>来年度の審議会日程等の御参考にしていただければと思います。</p> <p>それから、資料番号は付けておりませんが、賃金室にて独自に作成しました「長崎県の賃金事情」をお配りしておりますので、御参考にしていただければと思います。</p> <p>この長崎県の賃金事情は、長崎労働局のホームページにも掲載しています。</p> <p>資料についての御説明は、以上となります。</p> <p>それから、資料はございませんが、長崎地方最低賃金審議会委員候補者の推薦に関する公示につきまして、御説明いたします。</p> <p>第53期の審議会委員の任期につきましては、今年度末、3月31日までとなっておりますことから、第54期の審議会委員候補者の推薦に関する公示を2月24日に行っております。</p> <p>推薦締切り期日は、3月17日（水）までとなっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、公示につきましては、長崎労働局の掲示板及びホームページにて行っておりますが、候補者の推薦書等の諸様式は、ホームページにも掲載しておりますので、御活用をお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、皆様のお手元に「令和3年度審議会日程等（案）」をお配りしますので、御覧ください。</p> <p><令和3年度審議会日程等（案）を配布する。></p> <p>今、配布させていただきました「令和3年度審議会日程等（案）」につきまして、御説明いたします。</p> <p>例年は、このような案はお配りしておりませんが、今年は特別に作らせていただきました。</p> <p>令和3年度におきましては、委員の交代もありますし、中央最低賃金審議会における諮問日、目安答申日が未定であることや、オリンピック、衆議院議員選挙による影響も考えられるところですので、現時点での日程等案と言う事で、御覧いただければと思います。</p> <p>先程、御覧いただきました、資料の21ページ、資料番号9の令和2年度の実績と異なる点についてですが、この日程等案におきましては、先程、御審議いただきました「6月の事業場視察」につきましては、「中止」と表示させていただいております。</p>
------	--

	<p>また、今年度は実施しておりませんが、裏面にあります「特定最賃・第1回合同専門部会」や、「はん用」、「船舶」にかかる審議日程につきましても、案として掲載しておりますので、日程の確保につきまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、現在、中央の方で考えている答申日程につきましては、7月中旬頃の情報が入っております。</p> <p>今年度の場合は7月22日でしたが、オリンピックの関係があつて、少し遡つて7月中旬という日程で進められている状況です。</p> <p>私の方から以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から資料等についての説明がありました。</p> <p>まず、私からお尋ねしますが、ここでもう既に日時が決まって、案として出されておりますが、これは、今の段階で来年度の委員を継続する人は、念頭においてくれということ、また改めて日程調整されますね。</p>
上戸室長	<p>そうですね、はい、改めて。</p>
松本会長	<p>現時点で、これはちょっと無理だということであれば、早めに御連絡したほうが良いということですか。</p>
上戸室長	<p>そうですね、正式な日程は、公益委員会の中での審議を踏まえて、第1回本審の前に皆様にお示しする形になろうかと思ひますが、各委員が交代、引継ぎをするにあたり、後任の方に御説明する際に、今年度の実績をそのまましていただきますと、先ほど御説明しました合同部会もありませんし、産別の分もないというような状況で、お考えになられると思ひます。</p> <p>そうなりますと、日程の調整がなかなか難しくなるということで、そういったものも含めまして、全体でこういうニュアンスで見ただけであればと、提出させていただいた状況です。</p>
松本会長	<p>わかりました。</p> <p>何か御意見、御質問等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、事務局からお願いいたします。</p>

上戸室長	<p>最後になりますけれども、労働局長より委員の皆様へ御礼を申し上げます。</p>
瀧ヶ平局長	<p>瀧ヶ平でございます。一年間どうもありがとうございました。</p> <p>今年度も無事に、地域別最低賃金と電子部品等製造業最低賃金が決定できたということで、今、まさに監督署の方で、最低賃金の主眼監督という形で、事業主の方に来ていただきまして、最低賃金の履行状況等確認させていただいているところでございます。</p> <p>それもひとえに、皆様方の御協力があったということで、改めて感謝を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、松本会長ならびに深浦会長代理におかれましては、円滑な審議のために御苦勞いただきまして、本当にありがとうございました。</p> <p>今年度末で委員の任期が満了になるということで、来年度もまた次期委員を任命させていただきましますけれども、例年、最低賃金の審議会につきましては、中央で答申が出て、地方が動き出すという形で、室長から話がありましたが、7月中旬を目途に動くのだろうと思っておりますが、過去には、そういう風な予定でスケジュールを組んで、4回の小委員会がまとまらずに、5回・6回と延びたということもあります。</p> <p>今年はオリンピックが開催予定ということでございますので、スケジュール的には、例年と違って、読みづらいところがありますけれども、来年度、改めて日程調整等をしながらやっていきたいと思っております。</p> <p>いずれにしましても、皆様方のおかげで、今年度も無事最低賃金が決められたということで、引き続き、来年度もよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>どうも、ありがとうございました。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後になりましたが、皆様方には、本年度一年間、御多忙の中、慎重かつ円滑な御審議に御協力をいただきましたことを、改めて感謝申し上げます。</p> <p>また、第53期審議会委員の任期がこの3月末までとなっておりますが、今期をもって退任される委員におかれましては、永年の御尽力に厚く感謝申し上げます、今後益々の御健勝を祈念申し上げます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会は終了させていただきます。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

以上のとおり相違ないことを確認し、署名する。

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員